

Public Information Furubira

2023[令和5年]

広
報

ふるびら



3月15日 古平中学校卒業証書授与式



マチイロ

広報紙をスマホなどで
閲覧できます



住生活基本計画アンケート調査にご協力いただき、

誠にありがとうございました。

アンケートで皆さまからお寄せいただいたご意見にお答えします。

再生可能エネルギー

意見

冬期の住宅事情を考えると数世帯で活用できる住宅が望まれる。火山地帯にありながら本格的に暖房への活用、道路の融雪への活用等、北海道、東北地方、(福島あたりまで)で研究を進めるべきではないか。

回答

地熱を活かした住宅等への暖房活用についてのご意見かと思われませんが、日本国内において地熱発電が活用できる地域は限定的なものとなっており、北海道においては道南や道東地域が発電に適した地質と言われております。ただし、初期導入費用が高いこと、掘ってみないことには分からないこと及び開発から発電を開始するまでに10年以上かかることから日本国内において地熱発電が進んでいない現状にあります。

意見

風力発電は反対です。古平町にメリットは何もありませんよね。電気料金が安くなるわけでもなく、自然環境にも良くない大丈夫でしょうか？

回答

再生可能エネルギーの一つである風力発電は二酸化炭素の排出がないことが一番のメリットと言われております。町としてのメリットは、長期間にわたり固定資産税が入ります。また、町有地での建設であれば土地の賃貸料も入ります。

意見

自然を生かした遊びができるような取り組みをしてほしい。家族旅行村をもう一度、利用できるようにしてほしい。

家族旅行村

回答

古平町は海・山・川に囲まれた自然豊かな街です。現在も釣りを楽しみに町外から来訪される方がおります。また、自然の街中を走るロードレース大会にも多くの参加者がきております。

今後においても自然を活用した魅力のある施策について検討して参ります。家族旅行村は熊出没の危険性があること





と水道及び電気設備の一部不良から現在休業中ではありますが、再開するとすれば相当な施設補修費が発生することなどから、費用対効果を含め今後の方向性について様々な検討を重ねております。

高齢者支援

意見

長年暮らしていると、人も住宅も古くなり、子供達も町外に住んでいて、町内で暮らし続けたいと思っているが、買い物や通院などの支援が充実すればと思う。

【その他類似意見等1件】

回答

住み慣れた土地でその人らしく少しでも長く住み続けられるよう、高齢者等に対し様々な支援をしております。住環境では、高齢者等で一人暮らしに不安を感じる方などに、「ほほえみくらす（23戸）」、「元気プラザ（12室）」などの入居施設を用意しております。ソフト面では、高齢者等除雪サービス、住宅改修補助事業等を行っております。生活環境では、通院等支援助成事業のほか、有償ボランティア団体「おまかせあれ!!」による通院支援、外出支援（お買い物、金融機関、お寺参りなど）を行っております。今後も、高齢者等みなさまの実態把握に努めニーズと必要量を調査分析し検討して参ります。各種支援事業については、対象となる条件がありますので、保健福祉課高齢者支援係へお問い合わせください。

税金

意見

40年以上たっても固定資産税が10年も変わらないのはどうしてですか。

回答

土地・家屋は、3年ごとに評価替えを行っております。家屋の評価は、「評価の対象となった家屋と全く同一のものを評価の時点において、その場所に新築することとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）」に、「家屋の建築後の年月の経過によって生じる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）」を乗じて評価額を求めることとされており、したがって、評価替えの年度から次の評価替えの年度までの間の再建築価格の基礎となる建築費の上昇率が経年減点補正率という減価率を上回る場合は評価額が上がることとなり、反対に建築費の上昇率が経年減点補正率を下回る場合は評価額が下がることとなります。つまり、家屋は、建築費の上昇が激しい場合には、見かけは古くなってもその価値（価格）が減少せず、かえって上昇することがあるわけです。しかし、固定資産税においては、評価替えによる評価額が評価替え前の価格を上回る場合には、現実の税負担を考慮して原則として評価替え前の価格に据え置くこととされており、このようなことから、古い家屋の固定資産税は、必ずしも評価替え年度ごとに下がることにはならないのです。詳しくは町民課税務係にお問い合わせください。

環境対策分野

意見

浜町メイン通りに住んでいます。国会議員の看板、店の前の草、又ガラスすごく汚く思います。
空力ン、ビニール等のごみ拾いとかがボランティアでされていますが、もう少し役場の職員の方も町に目をむけてほしいです。
また、空地の草、歩道の草、お祭り等ロードレース各地からおいでの方にも失礼かと思えます。
住み良い町づくりはそのような事から始まると思います。

回答

私有地に関する土地や看板等建造物に関する管理は、個人の資産となるため町による環境整備には難しさがありますので、広報等でのきれいな街づくりへの協力の呼びかけを行って参ります。また、町全体で実施しておりますクリーンフェスティバルや地域毎のゴミ拾い運動には職員も参加しておりますが、今後より一層、一人一人がきれいな街づくりへの醸成を高めるような取組に努めて参ります。

職員関係

意見

間違っていたら失礼、役場職員の方皆さんではありませんがTELの出かた、また用事があったら役場に入行って行ってもいいいにジロとみて挨拶の声がまったく聞こえてきません。
前と全然変わっていませんね。町で会って頭を下げても見ないふりをしていきます、職員の方ってそんなにお偉いのですか。

回答

窓口や電話での対応の仕方は、大変重要な問題であると考えております。
町民の皆さんが、職員の対応によって不快な思いを感じないよう、役場組織を挙げて接遇研修を実施するなど、少しずつ改善を図って参ります。

意見

若い人が住みやすい対策をしてください。
役場職員が余市に家を建てるとどういう事ですか。自分達の事しか考えないから、そんなことできるんじゃないですか。

回答

就労の場が少なく少子高齢化が進む小規模自治体にとって、「若い人が住みやすい対策」は重要な課題と捉えており、これまでも育児・出産・通学・医療費等の財政支援のほか、住環境につきましても上下水道の整備や計画的な公営住宅の建て替えも行っております。引き続き、「若い人が住みやすい対策」につきましても、検討を重ねて参ります。

現在、職員全体の6割程度が町外出身者で占めており、そのうち半分程度の職員は、職員等専用住宅（築年数約45年）や民間アパートを借り上げるほか、一戸建てなどで町内に居住している状況にあります。

町としても町外に居住している職員に対し、町内での居住を随時促しており、その職員も町内に居住したいとの想いはあるのですが、様々な家庭等のやむを得ない理由から町外に居住している状況にあります。

その他

意見

住宅関連施策以外で意見がありますがどのようにしたら良いですか（町長にお聞きしたい事があるのですが）前町長より回答を得られず。

回答

事前にご連絡いただければ、日程調整の上、ご意見を伺わせていたたく場を設けます。

令和5年度 町政執行方針（抜粋）



基本方針1

安心・快適に暮らせるまち

（中心拠点再生地区整備事業について）

平成30年度から中心拠点再生地区整備事業として、（仮称）道の駅ふるびらや150年広場等の整備を進めてきたところですが、令和4年に実施していた道の駅の修正設計がまとまり、建物の外観や施設内部の配置案を決定したところであります。今後、3月24日発行予定の広報ふるびら4月号で、これらのパース図を公表したいと考えております。

令和5年度は、北海道開発局が、旧庁舎跡地に道の駅の駐車場を整備する以外に、町が、道の駅の敷地内造成・躯体工事や、150年広場の造成等を予定しております。特に道の駅の敷地内造成は、旧庁舎裏にあつた石倉横の法面を、広い範囲で掘削することから、頻繁に土砂運搬車両が行き交うことが予想されます。近隣住民の方には、ご迷惑をかけるかもしれません。ご迷惑をかけるほどよろしくお願ひいたします。

一方、施設の運営は、指定管理者

による管理運営を検討しておりますので、今後、その指定管理者の候補者の募集も予定しております。なおその募集条件等は、「道の駅整備検討委員会」で協議して参ります。

（漁港会館の改修について）

昭和51年に建設された漁港会館は、老朽化が進み、町民の利用も少ない状況であります。しかし、同会館は町が今後視野に入れている、漁港を核とした漁業体験やマリレジャー等の水産庁が進める「海業（うみぎょう）」を推進する上での拠点施設に位置付けが出来ること、また、古平出身者やふるさと納税で本町と関係を持った方が、イベント等として町に訪れた際の一時滞在場所としての利用にも活用できる施設であることから、施設の改修を実施いたします。改修は、1階事務室と和室の合築、結露を防止するために複層ガラスへの取替え及び2階和室の畳替え等を考えております。

なお、施設の効率的運営を図る観点からも指定管理者が管理する方式を考えております。

（公営住宅等長寿命化事業について）

「公営住宅等長寿命化事業」は、公営住宅の修繕コストの削減や事業量の平準化を図ることを目的に、令和5年度から10年間で事業実施を計画しております。初年度は、御崎団地2棟6戸の解体工事と新築団地外壁改修の実施設計を予定しております。

（簡易水道施設更新事業について）

老朽化した水道施設を計画的に更

新する「簡易水道施設更新事業」は、施設の機能停止を最小限に抑えるとともに、飲料水等の安定供給を目的に、令和5年度から4年間で事業実施を計画しております。計画は、浄水施設配水施設及び送水施設の機械電気設備の更新を予定しており、初年度は浄水施設の実施設計を実施いたします。

（道路橋りょう・河川等継続事業について）

「歌葉稲荷沢凍雪害防止事業」は、わだち掘れ等を解消し、安全な通行の確保を図る目的で、舗装の打ち替え工事を320m予定しております。

「橋りょう長寿命化事業」は、橋りょうが延命するよう補修等を行い、トータルコストの縮減を図ることが目的です。令和5年度は、稲荷橋の修繕工事と3条橋の実施設計を予定しております。

「河川維持事業」は、チョペタン川、冷水川、丸山川、出戸の沢川及び浜町水路の河床掘削を昨年度に引き続き、実施して参ります。

「住宅リフォーム等支援補助事業」は、エネルギー意識の高揚や安全・安心で快適な住環境の促進を図ることが目的です。太陽光発電システム工事、耐震改修工事及び下水道接続工事を実施した方を対象に、昨年度に引き続き、補助を実施して参ります。

「簡易水道事業」では、水道メーター60個の更新を予定しており、「公共下水道事業」では、下水道管理センターで外壁改修等の施設更新を予定しております。

（旧銭湯の廃材撤去について）

かつて新地町にあつた銭湯は、長らく空家となつており、国道に面した建物前面部分が崩れ、公衆衛生の悪化や景観を損ねている状態が続いております。

建物所有者が死亡し、相続放棄により相続人が存在しないことから、台風等の災害時には、飛散等により近隣住民に被害を与える可能性もあるため、町が崩れた瓦礫等を撤去いたします。

基本方針2

いきいき健やかに暮らせるまち

（地域医療の確保について）

町立診療所「海のまちクリニク」では、地域のかかりつけ医として、町民の皆さんが安心して受診出来る体制を構築するとともに、疾病予防、健康管理及び通院が困難な患者に対する訪問診療の提供等、一次医療機関として更に充実した診療所となるよう取り組んで参ります。

また、患者がその症状等に合わせ、地域で継続性のある医療が受けられるよう、余市町などの二次医療機関と連携強化に努めます。

（介護医療院について）

介護医療院「海のまちクリニク」は、開所から1年以上が経過したところであり、これまでに延べ33人が入所し、17人を看取りました。2月27日現在、15人が療養生を送っております。

同医療院の主な役割は、「日常的な医学的管理」、「看取りやターミナルケア」であります。また、多くの町民

は、医療や介護が必要になっても住み慣れた古平町で過ごしたいという意向を持つていると考えられます。そのため、今後も入所者や家族の気持ちに寄り添い、安心して長期療養生活が送れるよう、職員が一丸となり、サービスの質の向上に励んで参ります。

（高齢者の福祉施策について）

本町の高齢者福祉施策は、後志広域連合が策定した第8次介護保険事業計画と一体的に推進する必要があります。本町では、終末期まで古平町で過ごすことを希望される方が多く、そのニーズを踏まえ、令和5年度は、「元気プラザ」「ほほえみくらす」の在り方を検討して参ります。

また、医療ニーズの高い高齢者が増加していることから、「訪問看護・訪問リハビリ」等の医療系介護サービスに町内事業所が、参入できるように支援して参ります。

（古平町インフルエンザ予防接種費用助成事業について）

インフルエンザ予防接種費用助成事業は、感染による重症化予防、蔓延防止及び罹患後の医療費削減を図ることを目的に実施しているところであり、令和5年度は、その効果・目的の範囲を広げるため、現在助成の対象外となっている19～64歳以下の方も対象とし、町立診療所「海のまちくりニック」での接種に限り、自己負担600円にて接種出来るようにいたします。

（敬老祝金について）

現在は、100歳のお祝いとして

1万円の祝金と記念品等を贈呈しておりますが、令和5年度からは、長寿の祝い及び多年に渡り社会の発展に寄与してきたことに敬意を払い、祝金を10万円に見直します。

基本方針3

人を育み人を活かすまち

（不妊治療・不育治療助成金について）

令和4年度から不妊治療が、医療保険の適用になったことから北海道の助成事業は廃止となったところであり、本町は、不妊治療・不育治療を受けている方の経済的負担の軽減、少子化対策の一環として、現在の古平町不妊治療費助成事業を廃止し、令和5年度から、治療にかかった費用は年15万円、検査等のための通院費用については年10万円をそれぞれ上限に助成を行う、「古平町不妊治療・不育治療費助成事業」を開始いたします。

（古平町子育て世代包括支援センター事業について）

令和5年度からは、子育て世代が安心して妊娠・出産・育児が出来るよう、妊娠期から子育て期の相談等に対して適切に対応し、切れ目のない支援を行う「古平町子育て世代包括支援センター事業」をスタートいたします。保健師等が、妊産婦の方を対象に総合調整などの支援を行います。

（幼児センター所長の配置について）

幼児センター所長は、現在、町民課長が兼務しており、園児数が40人以上存在する施設としては、有事の際の安全管理体制が十分であるとは言い難い状況であります。

令和5年4月からは、会計年度任用職員ではありませんが、施設運営の経験がある方を常勤の所長として採用し、職員の人材育成の面も含め、万全の体制を構築出来るように努めて参ります。

（介護職員初任者研修事業について）

現在、町内の介護事業所では、介護職員の人材不足等により、各種の介護サービスが必要量を提供出来ない事案が発生しております。そのため、令和5年度は、町内における介護職員の人材確保及びサービスの質の向上を目的に、古平社会福祉協議会が実施する「介護職員初任者研修事業」に対して補助を行います。なお、同研修事業は、町内の高校生以上又は、町内に職場がある方を対象に実施する予定であります。

（移住定住の促進について）

本年1月から本町は、平成29年以来、6年ぶりに「地域おこし協力隊」の募集を行ったところ、3人が応募してきました。同協力隊は、都市部から過疎地等の地方へ移住し、その地域での活躍とともに、定住が期待されております。2月27日現在、2次選考（面接）を終え、可否について検討を行っている段階であります。採用に至った場合は、地域資源の発掘や地域福祉の推進の各分野で活躍していただく予定であります。

また、令和5年度からは、東京23区に在住又は通勤する方が、東京圏外へ移住し、起業や就業等を行う場合、最大で300万円支援される国

の「地方創生移住支援金事業」に、町独自の事業を加えた取り組みを北海道と共同で進めて参ります。主に町内出身者のUターン希望者を対象に考えております。

（新規漁業就業者支援事業について）

「新規漁業就業支援事業」は、漁業の担い手確保を目的に令和4年度に漁船・漁網の購入等に対する補助制度を創設したところであり、初年度は、1人が申請してきました。

令和5年度は、その申請してきた新規就業者が定着出来るよう継続的に支援を実施するとともに、引き続き、制度周知を図りながら新規参入者の確保に努め、浜の活力再生を目指して参ります。

基本方針4

産業で活気あふれるまち

（漁業の振興について）

本町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、海水温の上昇や長年の課題である磯焼け等により、依然として厳しい状況が続いております。そこで、令和5年度は、浅海部会と協議の上、ウニ資源を増加させるため、放流数を倍増するほか、新たにナマコ種苗放流に対しても助成を実施することといたします。なお、ヒラメ稚魚の放流についても引き続き助成いたします。

また、海藻の成熟に必要な鉄分等の施肥材を海岸に埋設する「藻場再生試験事業」は、令和4年度から実施しておりますが、令和5年度も効果を検証するため、浅海部会への支

援を継続いたします。

（ふるさと納税について）

令和5年1月末でのふるさと納税の状況は、2億9,796万円と対前年比72.1%と大きく減少しております。これは、昨年の第4回定例会でもご報告したとおり、物価高騰の影響で令和4年7月から返礼品の内容量を見直したことや、これまでと同じ返礼品であつても寄附金額の引き上げを行ったことが、主要因だと分析しております。

このような厳しい状況下であることから、令和5年度は、本町の飲食店や地場産品を取扱う小売店で使える「デジタル商品券」を新たな返礼品に加える予定であります。道内外の観光客等が、古平町へ訪れてくれ、関係人口の増加に繋がることも期待しております。併せて、現在、運用している寄附サイトのうち利用が多いサイトでは、返礼品の詳細ページをリニューアルし、更なる特産品の知名度向上を図って参ります。

（農業の振興について）

本年1月には、地域農業の担い手となる新規就農者を確保するため、地域おこし協力隊を募集したところでありましたが、残念ながらその分野では応募がなかったところであります。令和5年度は、再度、新規就農者がどのような支援を必要としているのかを検証し、引き続き、募集して参ります。また、農業被害を引き起こすエゾシカやアライグマなどの有害鳥獣は、近年、増加傾向にあります。町としては、

令和3年に策定した「第4次古平町鳥獣被害防止計画」に基づき、猟友会余市支部古平分区と連携を図りながら、適切に駆除を実施して参ります。

（商工業の振興について）

商工会が発行するプレミアム商品券への支援事業は、物価高騰で影響を受ける町民の生活支援や、長引くコロナ禍で疲弊する地域経済の振興策として有効であると考えております。令和5年度は、1万円の商品券3,000組に対するプレミアム率20%分に補助を行います。

（みなと公園の整備について）

みなと公園については、整備から30年以上が経過しており、遊具や各設備の老朽化が著しい状況であります。先程、漁港会館の改修でも申し上げましたが、今後、町では水産庁の制度を視野に入れ、漁港を核とした漁業体験やマリントレジャー等の「海業」を推進する構想を持っており、その一環として、令和5年度は、みなと公園の美観を整備する事業を予定しております。具体的には、公園内のダスト舗装、樹木の剪定及び倒壊したフェンス撤去を計画しております。なお、150年広場で大型遊具を設置いたしますので、みなと公園の遊具は撤去後、設置しない方針であります。

基本方針5

変化に負けない足腰の強いまち

（新型コロナウイルス感染症予防対策について）

新型コロナウイルス感染症対策については、マスクの着用が来る3月

13日から、現在の一律に着用するルールから個人の判断に委ねられることに変更となります。しかし、本町では全道的に断続して感染者が発生していることから、本複合施設等の公共施設等への来庁については、当分の間、場面に応じたマスクの着用のご協力をお願いする予定であります。

2月20日現在、オミクロン株対応ワクチンの接種者は、全コロナワクチン接種者2,562人の内、1,748人(68.2%)であり、65歳以上では、79.8%となっております。社会的集団免疫が構築されたものと考えております。

今後については、これまで同様の国の方針を注視しながら、令和5年度のワクチン接種体制の確保や、町民の皆さんへの情報提供を迅速に行い、感染対策を進めて参ります。

（下水道広域化推進総合事業について）

余市町以外の北後志4町村が、余市町と契約をして進めている下水道広域化推進総合事業は、令和4年度から「し尿等受入処理施設の建設工事」を開始する予定でしたが、原材料費の高騰等により、入札が不落となり、中止となったところであり、北後志衛生施設組合を通じて、令和5年度は、令和4年度分も含め事業を実施する予定であり、供用開始は、当初の予定通り令和7年度を目指していると同っております。

これらに伴う予算は、令和4年度に計上した関連負担金を、後ほど提案いたします令和4年度一般会計補

正予算で減額し、改めて資材高騰分等を見込んだ負担金を、令和5年度予算に計上しております。

（クリーンセンター設備改修工事について）

本町のクリーンセンターは、平成14年の供用開始から21年が経過しておりますが、施設及び設備は、当初の想定以上に延命が図られている状況であります。これまでの大規模な修繕は、令和4年度の機器を制御する装置であるシーケンサの更新だけでした。しかし、埋立施設の要である破碎機の処理能力が、低下し始めていること、トラックスケール処理装置が、既にサポート期間が終了しているパソコンに繋がって運用していること、さらには水処理施設が、活性炭を交換するタイミングになっていることなど、今後、数年間で計画的な修繕が必要となっている状況にあります。令和5年度は、トラックスケール処理装置の更改、さらには令和5、6年度の2カ年で破碎機の修繕を行う予定であります。





1 新たな社会を生きる力を育む

1点目は、確かな学力の育成です。児童生徒一人ひとりにあつたきめ細かな対応を行うため、今年度も引き続き特別支援教育支援員を小・中学校に配置して、学校教育活動の充実を図ります。

また、小中9年間を見通した系統的な教育活動を推進するため、小中連続した教育課程の作成や中学校教員による小学校への乗り入れ授業の実施、公開研究会の相互参加など、学校間の連携・接続の充実を図ります。

2点目は、健やかな体の育成です。全国体力・運動能力調査の結果から当町児童生徒の課題や問題点を洗い出し、体育専科教員を中心として授業改善や授業以外での取組を推進することにより、基礎体力の向上や運動に親しむ態度を育み、たくましく健康な体を持つ児童生徒を育成します。

また、地元食材を取り入れた安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食の提供に努め、食物アレルギー対応に万全を期し、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい

食習慣を身に付けるよう、健やかな成長を支えます。

3点目は、ふるさと教育についてです。

様々な体験活動を通して郷土愛を育むことは、児童生徒の将来にとって大変重要なことです。海浜清掃、漂着物調査、漁協青年部の出前授業など、この町の環境や産業という視点からふるさと「ふるびら」を見つめ、大切さを学ぶこと。更に、多岐に渡るフィールドでのふるさと教育を進めてまいります。

4点目は、情報モラルを含めた情報活用能力の育成です。

児童生徒の一人一台端末配備及び学校の通信環境整備が完了したことから、ICTを活用した教育を更に推進していくとともに、各教科においてICTを効果的に活用するための研修等の充実を図り、社会の変化に対応できる情報技術の習得やモラルを育てていきます。

2 子どもの学びの環境を整える

1点目は、部活動の地域移行についてです。

昨年12月にスポーツ庁・文化庁が改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、新たな地域クラブ活動や部活動の運営の適正化、大会の在り方の見直しとともに、休日における部活動の地域連携や地域クラブへの移行を令和5年度から令和7年度末までの3年間で進め、とする国の考え方が示されま

した。これを受け北海道教育委員会では、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画(案)」を道議会に報告し、策定を進めているところです。

当町においては、国及び道の動向を注視し、学校、家庭、地域及び近隣町村や関係団体と連携を図りながら検討を進めていかなければなりません。

2点目は、子ども第三の居場所整備についてです。

当該建物1棟の新築を令和4年度からの2カ年度事業として、4年度に基本設計及び実施設計、5年度に新築工事と計画を進めておりました。今般、助成元のB&G財団から助成金配分(各年度の割り振り)の変更要請があり、承諾いたしました。これに合わせ、町予算では新築工事費を5年度予算(当初計上)から4年度予算(3月補正計上)に変えております。実際の工事は5年度に入りますので、その部分の予算を「繰越明許費」として4年度から5年度に繰り越します。

3点目は、教職員の働き方改革についてです。

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、勤務時間の管理の徹底やその公表を行うとともに、令和4年度に導入した校務支援システムの更なる活用を推進し、学校業務の効率化を図ってまいります。

3 生涯を通じて学び続ける人を育む

1点目は、健幸ポイント事業についてです。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣付けがされるように、4年度から実施している「健康になり幸せになる」事業です。初年度74名のご登録をいただきました。本年度も楽しみながら健康づくりを図っていく事業として継続いたします。

2点目は、スポレク広場についてです。

古平野球スポーツ少年団などにご利用いただいている中島公園スポーツレクレーション広場は、内野の土質の悪化や内野と外野の境目に大きな段差ができており、競技に支障があるため、土を掻き起こし整備する予定です。引き続き適切な管理を実施し、利用しやすい環境を提供します。

3点目は、芸術文化鑑賞事業についてです。

本年度は北海道警察音楽隊にお声かけをしております。多くの町民が芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

4点目は、古平町図書館についてです。

子どもからご年配の方まで、あらゆる年代の「生涯学習の拠点」としての機能と、図書館に行けば誰かに会える「憩いの場」としての機能を兼ね備えた施設づくりを基本コンセプトに掲げています。

オープン以来の取組を継続して、また、町民のご意見やご要望に耳を傾け、充実した図書館になるように取り組んでまいります。

投票しよう！

あなたの1票で
未来が変わる

4月9日（日）は

投票時間 7時～18時

北海道知事・北海道議会議員選挙の投票日です

北海道知事選挙は3月23日（木）、北海道議会議員選挙は3月31日（金）に告示され、4月9日（日）に投票が行われます。

○投票できる方（3か月以上古平町に住んでいる満18歳以上で選挙人名簿に登録されている方）

北海道知事選挙：令和4年12月22日までに古平町に転入の届出をした方で
平成17年4月10日までに生まれた方

北海道議会議員選挙：令和4年12月30日までに古平町に転入の届出をした方で
平成17年4月10日までに生まれた方

○投票日当日に投票所に行けない方は期日前投票・不在者投票ができます。

北海道知事選挙：3月24日（金）～4月8日（土） 午前8時30分～午後8時

北海道議会議員選挙：4月1日（土）～4月8日（土） 複合施設1階多目的室1

4月23日（日）は

投票時間 7時～18時

古平町議会議員選挙の投票日です

古平町議会議員選挙は、4月18日（火）に告示され、4月23日（日）に投票が行われます。

○投票できる方（3か月以上古平町に住んでいる満18歳以上で選挙人名簿に登録されている方）

令和5年1月17日までに古平町に転入の届出をした方で平成17年4月24日までに生まれた方

○投票日当日に投票所に行けない方は期日前投票・不在者投票ができます。

4月19日（水）～4月22日（土） 午前8時30分～午後8時 複合施設1階多目的室1

投票区	投票所
第1投票所	複合施設1階ロビー
第2投票所	漁港会館
第3投票所	ふれあいセンターさわえ
第4投票所	明和地区住民集会所
第5投票所	子育て支援センター (幼児センターみらい)
第6投票所	中央地区住民集会所

※選挙期間中に古平町以外に滞在している方は手続きを行うことで不在者投票を行うことができます。

手続き方法については、古平町選挙管理委員会にお問い合わせください。

※立候補者数が定数以下となった場合は、投票が行われないことがあります。

◇お問い合わせ先

古平町選挙管理委員会

☎0135-48-9835（内線291）





すこやかふるびら

高齢者肺炎球菌ワクチンのお知らせ

肺炎は65歳以上の死亡原因の第4位で80歳以上では第3位になります。ワクチンを接種することで重症化を予防することができます

～定期接種～

- ▶接種期間 令和6年3月31日（日）まで
- ▶助成回数 1回（初めて接種する方のみです）
- ▶自己負担額 2,700円（直接医療機関にお支払いください）
- ▶接種方法 指定医療機関にお申し込みください。当日は健康保険証など、年齢確認・本人確認ができるものを持参してください。
- ▶今年度の対象者（※年齢⇒令和6年3月31日時点）



年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

～任意接種～

今年度の定期予防接種の対象とならない65歳以上の方で初めて接種される方は、指定医療機関で費用の半額（3,600円相当）を助成いたします。

指定医療機関・助成方法・接種方法は定期接種と同様です。

▶指定医療機関

海のまちクリニック	池田内科クリニック	中島内科
余市協会病院	よいち整形外科クリニック	勤医協余市診療所
小嶋内科	勝田内科皮膚科クリニック	わたなべ内科医院
森内科胃腸科医院	北郷耳鼻咽喉科医院	積丹町立国民健康保険診療所
よいちクリニック	よいち汐風クリニック	田中内科医院

健康相談のお知らせ

- ▶場所 ふるびら温泉 しおかぜ
- ▶時間 13:00～14:00
- ▶日程 原則第2火曜日（高齢者無料開放日）
※毎月の広報に日程を掲載しています
- ▶内容
 - ・保健師による健康に関する相談
 - ・血圧測定 尿検査 体重測定（血圧手帳をお持ちの方はご持参ください。）

お気軽に
おいでください



健康診断のお知らせ

毎日元気でいるためには心身共に健康であることが重要です。
「症状がないから心配ないよ」と、高血圧や糖尿病などの生活習慣病は
自覚症状が出た時には、症状が進行し治療が必要なことになります。
手遅れになる前に健診を受けましょう！ 詳しくは折込チラシをご覧ください。



今月の予定



日 時	場 所	内 容
11日(火) 13:00~14:00	ふるびら温泉	健康相談
12日(水) 9:30~11:00	西部集会場	西部お達者クラブ
19日(水) 9:30~11:00	複合施設かなえーる	沖・浜町お達者クラブ
24日(月) 10:00~12:00	俱知安保健所余市支所	こころの健康相談 ※3日前までにご予約ください Tel: 0136-23-1957 (俱知安保健所)

◇お問い合わせ先 保健福祉課健康推進係 ☎0135-48-9839 (内線133・134)



本の海より

～貸出数ランキング～

令和4年5月に古平町図書館が開館してから、間もなく1年。開館してからの貸出数ランキングをご紹介します。(令和5年2月末現在)

貸出数 トップ5

1位	ゴールデンカムイ 21巻	15回
2位	あま〜いしろくま	13回
3位	おいしそうなしろくま おべんとうしろくま	12回
5位	ゴールデンカムイ 20,23,24巻 いつつごうさぎのきっさてん 妖怪食堂 妖怪遊園地	10回

令和5年2月末時点で、貸出冊数は図書・雑誌合わせて計4,035冊と、前年度の年間貸出冊数893冊を大きく上回る利用数でした。

上位5位はマンガと絵本が占めていますが、雑誌も数多く借りられています。小説も、受賞作や映像化作品などを中心に、様々な本をご利用いただきました。

古平町図書館 複合施設「かなえーる」2階

開館日：火～日 10:00～18:00、祝日 10:00～17:00

閉館日：月、年末年始(12月31日～翌年1月5日)、蔵書点検期間

貸出期間：2週間 貸出冊数：一人15冊まで(図書と雑誌を合わせて)

お問い合わせ先：教育委員会生涯学習係 ☎0135-42-2590 (内線145)



どんな道の駅になるの？

完成イメージをお知らせします！

令和5年度から建設工事の開始を予定している道の駅については、町民の方々と構成されている道の駅整備検討委員会において、道の駅のコンセプトに合う施設づくりを目指し、様々な意見を出し合いながら道の駅に持たせる機能、内部の配置などについて協議を重ねてきました。

そこで今回は、これまでの協議内容が反映されている道の駅の平面図を基に作成した建築パース図をみなさんにお知らせします。

※道の駅コンセプト
①古平町に寄ってもらう
きつかけとなる道の駅
②このまちの良さを知る、
見つけるきつかけとなる道の駅

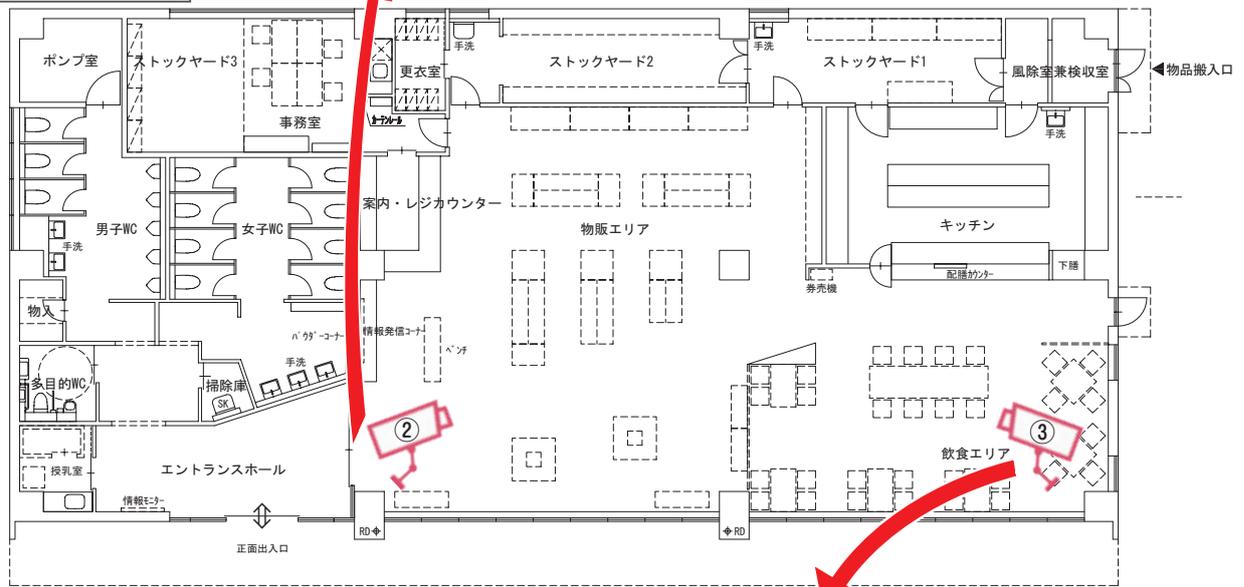


① 施設外観 (正面側)



② 施設内観
(物販エリア側)

施設平面図



○今後のスケジュール

① 工事

道の駅の建設工事は、2年間で工事が行われます。

[令和5年]

5月～9月 法面造成工事
駐車場工事
9月～12月 建設工事

[令和6年]

3月～11月 建設工事
駐車場工事
外構工事

② 運営

将来的に指定管理者とすることを前提として道の駅の運営方法について共に検討していく指定管理予定者を募集します。

[令和5年]

5月～6月 指定管理予定者募集
7月～8月 指定管理予定者決定

令和7年春頃オープン予定



③ 施設内観 (飲食エリア側)

※各パース図は、現時点での完成イメージであり確定したものではありません。

一定面積以上の土地取引には 届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

【届出の対象となる面積】

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

【届出者】

土地の権利取得者（買主等）

【届出期限】

契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出にご協力願います。

【提出書類 各3部】

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面
- ・委任状（代理人が届出する場合）



【罰則】

届出をしないと法律で罰せられることがあります。
※提出様式や制度の詳細は町ホームページをご覧ください。

◇届出・お問い合わせ先

企画課企画防災係

☎0135-48-9836（内線222、223）

4月の休日当番病院

○当番病院（午前9時～午後5時）

日	医院名	電話番号
2日(日)	よいちクリニック	0135-21-4570
9日(日)	小嶋内科	0135-22-2245
16日(日)	林病院	0135-22-5188
23日(日)	池田内科クリニック	0135-23-8811
29日(土)	黒川町整形外科クリニック	0135-22-2447
30日(日)	森内科胃腸科医院	0135-32-3455

※余市協会病院には、常時日直の医師がおり急患に限り診療します。

○夜間救急病院（※急患に限り診療します。）

医院名	電話番号	診療時間
余市協会病院	0135-23-3126	午後6時～翌日7時

※診療科目 内科、小児科、外科、整形外科

巡回児童相談

お子さんの「言葉が遅い」「言葉が聞き取りづらい」や、「落ち着きがない」「視線が合わない」「他の子とうまく遊べない」など、お子さんの様子で気になることはありませんか？

お子さんのよりよい成長に役立てていただくために、北海道中央児童相談所の「児童福祉司」と「児童心理判定員」による巡回児童相談を実施します。お気軽にご相談ください。

◆実施日及び場所

5月24日（水）
複合施設かなえーる

◆事前のお申込みが必要です。4月13日（木）までに保健福祉課健康推進係にご連絡ください。
※些細なことでも気になることがあればご相談ください。

◇お問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

☎0135-48-9839（内線134）

75歳以上の方に温泉優待券を配布しています！ 【令和6年3月31日までに75歳になる方が対象です】

古平町に住所を有する満75歳以上の方を対象に、日本海ふるびら温泉しおかぜの優待券（入館無料回数券）を配布します。



- ①対象者 昭和24年4月1日以前に生まれた方
- ②配布申請 22枚綴1冊を、申請された使用者本人にお渡しします。
代理人への配布はできませんので、温泉利用の折に本人が申請してください。
- ③使用 配布を受けた入館無料回数券は、本人以外の方は使用できません。
- ④有効期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間有効
- ⑤受付 令和5年4月1日午前10時から温泉で随時受付します。
- ⑥その他 申請書に印鑑が必要ですので、ご持参ください。
入館無料券は、お申込み次第お渡しします。

※優待券は75歳となった本人以外は利用できません。
※夫婦間で譲り受けることも禁止です。

※本人以外の利用を発見した場合は、今後の配布について検討します。

※ルールを守って気持ちよくご利用ください。

◇お問い合わせ先

日本海ふるびら温泉しおかぜ

☎0135-42-2290

有料道路における障害者割引制度改正のお知らせ（1人1台要件の緩和）

身体障がい者及び知的障がい者に対する有料道路通行料金の割引については、一人一台に限って事前に登録することを要件としているところですが、令和5年3月27日より、親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど事前に登録した車両以外についても料金所で障害者割引登録済であることを示す「道路介護」と印字したシールが貼付された障害者手帳等を提示していただいた場合は割引対象となります。

割引の適用を受ける際は、各関係先へ事前にご利用方法をご確認ください。

支払い時にETCレーンまたはスマートICを無線走行（ノンストップ走行）された場合、障害者割引は適用されません。

◇お問い合わせ先

NEXC O東日本お客様センター
☎0570-024-024（24時間）
町民課社会福祉係
☎0135-48-9838（内線128）

各種自衛官を募集します

自衛官候補生及び一般曹候補生（男子・女子）、一般幹部候補生（一般・歯科・薬剤）、医科・歯科幹部を募集します。

また、当事務所では、新型コロナウイルス感染症予防対策を万全にして随時説明会を行っています。※自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢は18歳以上33歳未満です。

◇お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所
☎0134-22-5521

旧優生保護法に関する一時金支給について

旧優生保護法のもとで子どもができなくなる手術を受けた方は一時金320万円の支給を受けることができます。

一時金の請求を希望される方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにてご案内しますので、以下にご連絡ください。

<相談支援センター>

電話受付時間	0120-031-711（通話料無料） 8時45分～17時30分 （土日祝日・年末年始除く）
ファクシミリ	011-232-4240
メール	hofuku.kodomol@pref.hokkaido.lg.jp
郵送	〒060-8588（住所不要） 北海道保健福祉部 子ども子育て支援課相談室内

保護者の皆様へお子様が安心安全にスマートフォンを利用するために

満18歳未満のお子様スマートフォン等のインターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に充分注意願います。

（1）適切にインターネットを利用する

SNSを利用して子供たちを言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込まれる深刻な事案が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

（2）家庭のルールを作る

長時間利用によるネットの依存症も増加しています。

適切な生活習慣が身につけられるように、お子様と一緒に話し合いそれぞれのご家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることがポイントです。

（3）フィルタリングなどを設定する

「フィルタリング」は知識が十分でないお子様が不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子供たちが事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォン等には必ず「フィルタリング」を設定してください。

実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法をまとめた「インターネットトラブル事例集（2022年度版）」をホームページに掲載しています。ご活用ください。



◇お問い合わせ先

北海道総合通信局 情報通信部電気通信事業課
☎011-709-2311（内線4704）



余市警察署だより



春のヒグマによる人身被害の防止

- ・入山する時は、複数で行動しクマ鈴などの音で存在を知らせる
- ・新聞やホームページでヒグマの出没情報を確認する
- ・残飯や生ゴミを放置したり、埋めない
- ・フンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返す
- ・ヒグマに遭遇した場合は、騒ぐとかえってヒグマを興奮させ、襲われる危険があるので、リュックや持ち物の回収はせず、ゆっくりと静かに立ち去ることが大切です。



アポ電に注意

道内各地で、「今から家に行く」「俺だけど今から行くから」という在宅を確認するような不審電話（いわゆるアポ電）が確認されています。このような電話がかかってきた場合、相手とは話さず、すぐに電話を切って、「警察相談専用ダイヤル#9110」に相談してください。

第7回少年少女わんぱく王国「とことん雪あそび！」

第7回少年少女わんぱく王国「とことん雪あそび！」が2月18日（土）にB&G海洋センターで開催され、小学生12名が参加しました。参加者は2チームに分かれ、雪玉を的に当てて獲得した点数を競うストラックアウトや雪合戦を楽しみました。雪合戦では、雪を固めて造られた壁で相手の攻撃を防ぎながら積極的に攻め合う白熱した戦いとなりとても盛り上がりました。その後、それぞれが作ったスノーキャンドルにろうそくの火を灯すと参加者は「綺麗だね！」と優しい明かりに見入っていました。



雪合戦では、雪を固めて造られた壁で相手の攻撃を防ぎながら積極的に攻め合う白熱した戦いとなりとても盛り上がりました。その後、それぞれが作ったスノーキャンドルにろうそくの火を灯すと参加者は「綺麗だね！」と優しい明かりに見入っていました。

いきいき・ほのぼのの文芸

古平町岬短歌会

シクラメン窓辺に飾り美しく穏やかな日ざし心地よきかな
 小山内 いお子
 淋しさに寄り添い暮らして二十年短歌学びて日々たのしかり
 大谷 マサイ
 駅伝も終われば握手ランナーたちスポーツマンシップさわやかなれど
 齋藤 睦子

床の間に故友の好きなる南天を活けてやさしさ想いあふれる
 坂本 信子
 厳寒の睡月のこの日暖かく海は穏やか波間きらきり
 佐々木 とも子
 新年会脳活ゲームやくじ引きの景品うれし笑顔の集い
 寺田 カツ子

古平俳句会

打ち寄る波の紋様つけて春
 木ノ芽風眠る大地を解しけり
 いぢわるが心に住みて青き踏む
 仲谷 比呂子
 躑ひてばかりの人生山笑う
 路線バス又も減らされ春遠し
 ほろ酔を少し冷ませし春の雪
 吉田 金治

春雷や大地の目覚め促しぬ
 たくましき木の芽の未来始まりぬ
 昨日より今日の日差し暖かし
 室谷 弘子
 春の雪名残りの色を散らしけり
 山巖をくすくする風や山笑う
 住み慣れし山河を置ひて鳥帰る
 渡辺 嘉之

2月の水揚データが閲覧できます！

- 数量
382,214.60kg
(前年比146.1%)
- 金額(税抜)
93,179,770円
(前年比133.9%)



▲詳しくはこちら

町の人口と世帯数

人口	2,702人	(-5)
男	1,268人	(1)
女	1,434人	(-6)
世帯数	1,647世帯	(0)
上記のうち		
外国人	46人	(1)
男	8人	(1)
女	38人	(0)

令和5年2月末日現在
住民基本台帳人口

ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
清水 一郎さん	86歳	2・2	港町
戸澤 テツエさん	94歳	2・2	御崎町
若山 妙子さん	68歳	2・7	本陣
山口 悦子さん	103歳	2・10	浜三
野村 行雄さん	86歳	2・13	港町

おたんじょうおめでとう

氏名	生年月日	保護者	町内
上口 眞冬ちゃん	2・8	忍さん	本町

◎現金

20,000円 西村 幾子 (港町)

「ご寄付いただき誠にありがとうございます。ありがとうございました(敬称略)」